

子育て支援金 結婚祝金 結婚新生活支援金

の支給には申請が必要です

子育て支援金 南越前町の人口増加とお子さんの健全育成を目的に子育て家庭に対し支給する支援金です。

支給の要件 お子さんが生まれた時点で、お子さんと養育者の両方が南越前町に住民登録されていること。

	第1子、第2子の場合	第3子の場合
支援金額	10万円	30万円
申請/請求の時期	(1回目) 支払額5万円 出生してから3か月を経過後、1歳に達する日の前日まで (2回目) 支払額5万円 小学校に入学した日以降1年以内	(1回目) 支払額10万円 出生してから3か月を経過後、1歳に達する日の前日まで (2回目) 支払額10万円 小学校に入学した日以降1年以内 (3回目) 支払額10万円 中学校を終了した日以降1年以内
提出書類	子育て支援金支給資格認定申請書、宣誓書、子育て支援金支給請求書、完納証明書 ※宣誓書は1回目の申請時のみ提出	

平成28年4月1日以前に生まれた、第3子以降のお子さんについて

※注意：1回目の申請をされ、支給認定された方のみ対象です。

申請/請求の時期	(3回目) 支払額40万円 満6歳に達する日以降1年以内	
提出書類	子育て支援金支給資格認定申請書、子育て支援金支給請求書、完納証明書	

結婚祝金 町内在住の方が結婚し、結婚後も南越前町に定住する方に支給します。

支給の要件 南越前町に住民登録され、現に定住し、今後永住または5年以上にわたって南越前町に住所を置くこと。

	40歳未満のご夫婦	いずれかが40歳以上のご夫婦
支援金額	10万円	20万円
提出書類	結婚祝金支給申請書、完納証明書、結婚祝金支給請求書	

結婚新生活支援金 経済的不安を抱える新婚世帯の、住居取得費用を助成します。

支給の要件 「申請から1年以内に婚姻届けが受理されていること」「婚姻日時点で双方の年齢が39歳以下であること」「夫婦の所得が400万円未満であること」「新たに取得・賃貸・引越した住居が南越前町内にあり、夫婦ともに居住していること」等の要件をすべて満たしていること。

支援額	最大60万円
提出書類	申請書、婚姻後の戸籍謄本、住民票、完納証明書、所得証明書、住居取得に係る契約書及び領収書の写し、福井県実施「共家事セミナー」の受講証明書等

■申請先・問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

特定不妊治療費助成の申請期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに治療が終了した分の申請期限は令和4年3月31日です。治療終了日の関係で、期限までの申請が難しい場合は、令和4年3月24日までに申請予定の県健康福祉センターに連絡をお願いします。(南越前町からの最寄り)は丹南健康福祉センターです)

詳しくは、県のホームページをご覧ください。お問合せください。

■問合せ 丹南健康福祉センター(武生福祉保健部) ☎0778-22-4135
福井県子ども家庭課 ☎0776-20-0286